水道料金のあり方について
～今後の改定方針に関する審議会内容と答申まで～

令和８年９月

長与町水道局

※この資料は「長与町水道料金等審議会」で使用した資料、会議録を基に追加・修正して作成しています。

今後の改定方針に関する審議会内容と答申まで

１）水道事業の概要
２）水道施設の現状
３）水道事業の経営原則
４）今後の経営状況について
５）適正な料金水準
６）水道料金の現状
７）料金体系の改定方針
８）新水道料金について
９）県内の水道料金
１０）料金改定の実施時期
１１）審議会での意見
１２）審議結果（答申書写し）
参考）今後の料金改定スケジュール

1）水道事業の概要

給水開始年月：　昭和35年10月

計画給水人口：　39,802人

行政区域内人口　：　39,269人

給　水　人　口　：　35,449人

年間配水量　：　3,615,596㎥

有　収　率　：　89.3%

水　　源　：　地下水、表流水、ダム放流水

浄　水　施　設　：　6カ所

配　水　池　：　20カ所

管路総延長　：　251.6km

※R7.3月末時点

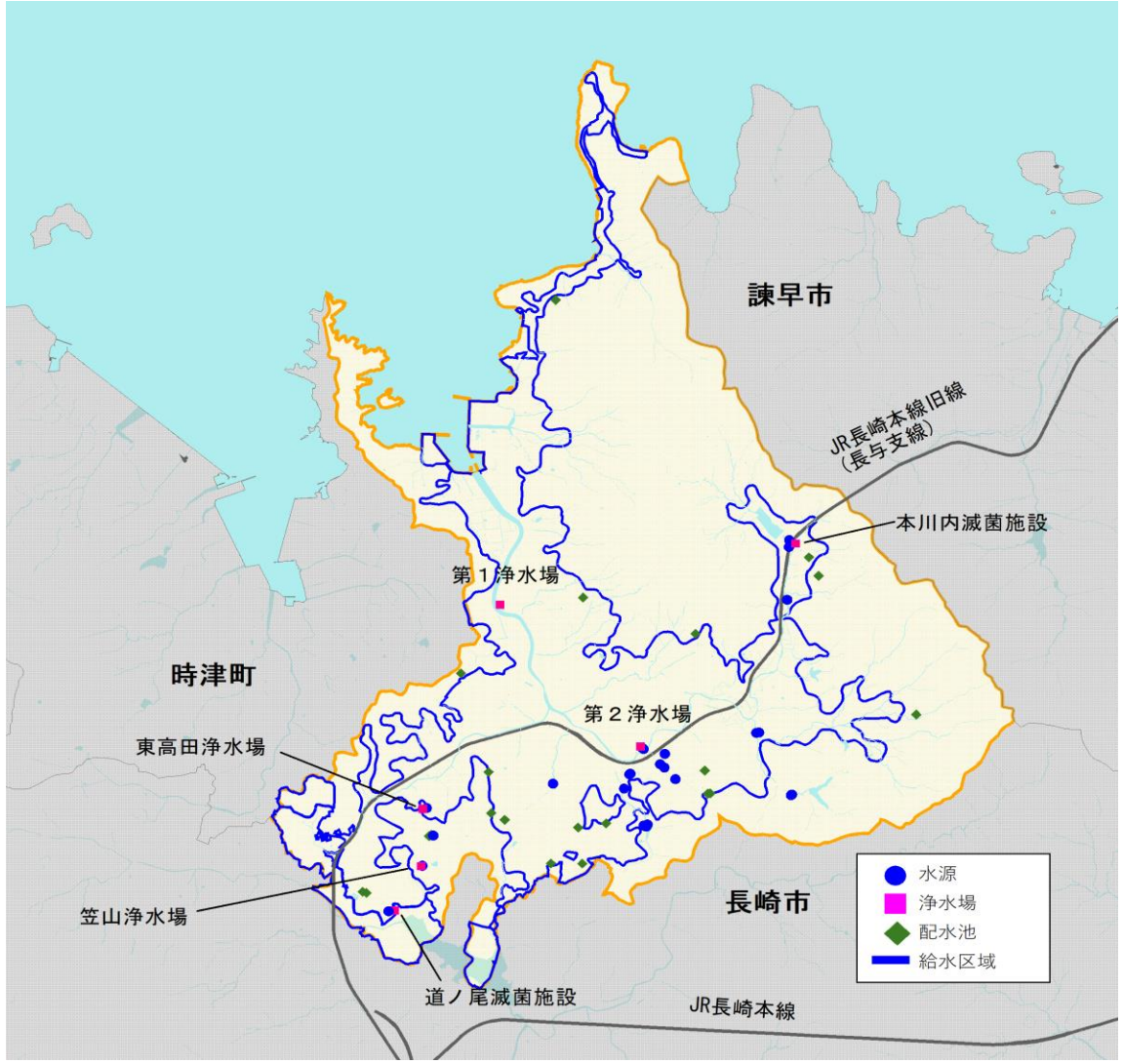

給水区域及び主要施設位置図

2）水道施設の現状

第１浄水場を含め、主要施設は老朽化が進んでいる。
また、近年の災害等により国は施設の耐震化の加速を要請している。

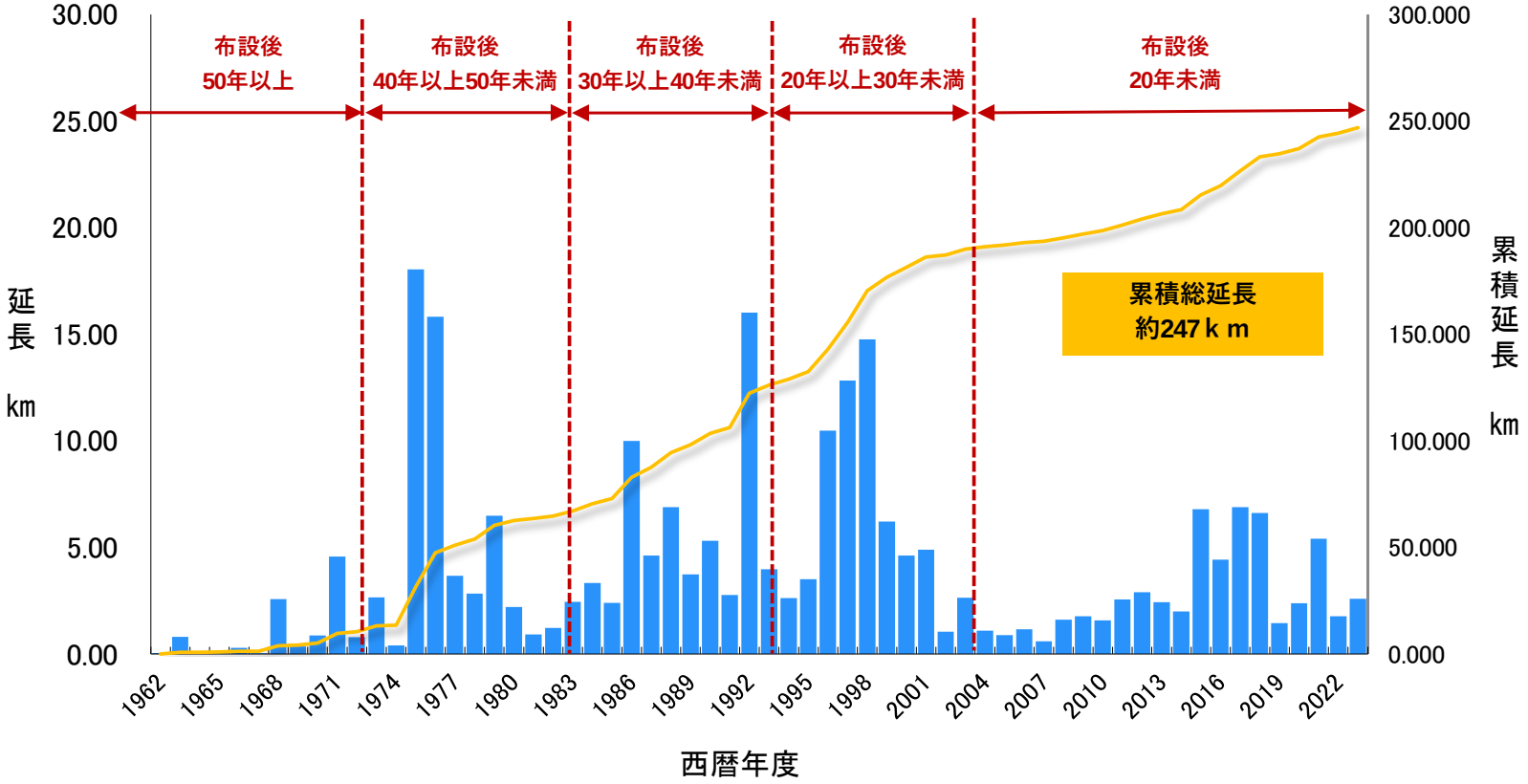

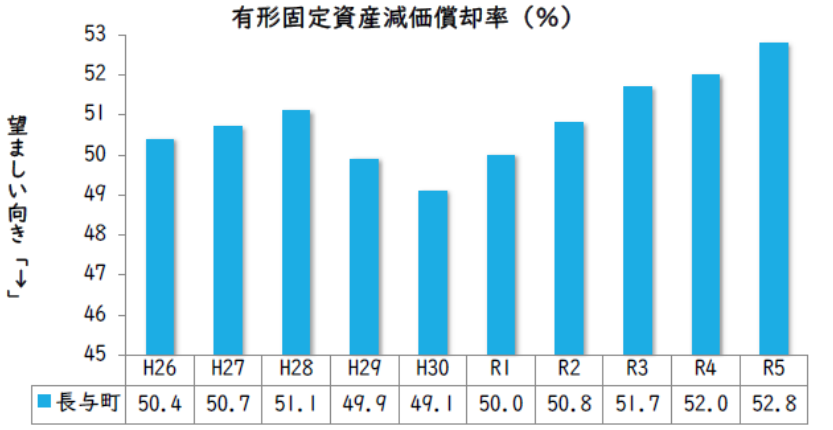

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
長与町	50.4	50.7	51.1	49.9	49.1	50.0	50.8	51.7	52.0	52.8

有形固定資産減価償却率･･･固定資産の老朽度合いを示す割合

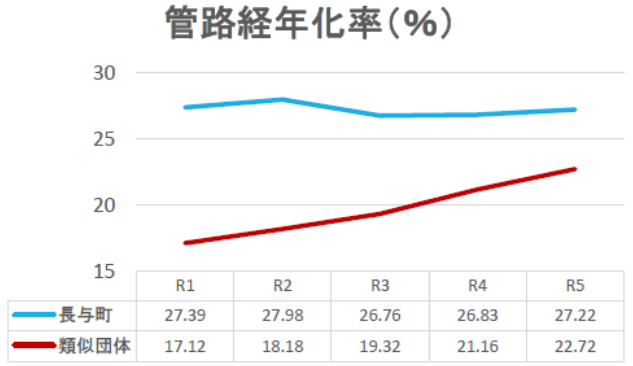

	R1	R2	R3	R4	R5
長与町	27.39	27.98	26.76	26.83	27.22
類似団体	17.12	18.18	19.32	21.16	22.72

【全国平均:25.37】

管路経年化率･･･管路の老朽度合いを示す割合

３）水道事業の経営原則

地方公営企業法

独立採算（第17条の２）
・その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

▶ **水道事業に係る経費は、水道料金収入で賄わなければならない**

料金（第21条）
・料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができるものでなければならない

▶ **水道料金は、赤字にならないよう原価に応じて決めなければならない**

引き続き、経費削減、収入確保に努める！
しかし・・・
今後も水道を供給するために施設を更新する必要がある
しかし・・・
労務単価、建設資材の高騰により資金確保が困難になっている

➡ **適正料金になるよう水道料金の改定が必要**

１．水需要予測（給水人口及び有収水量）

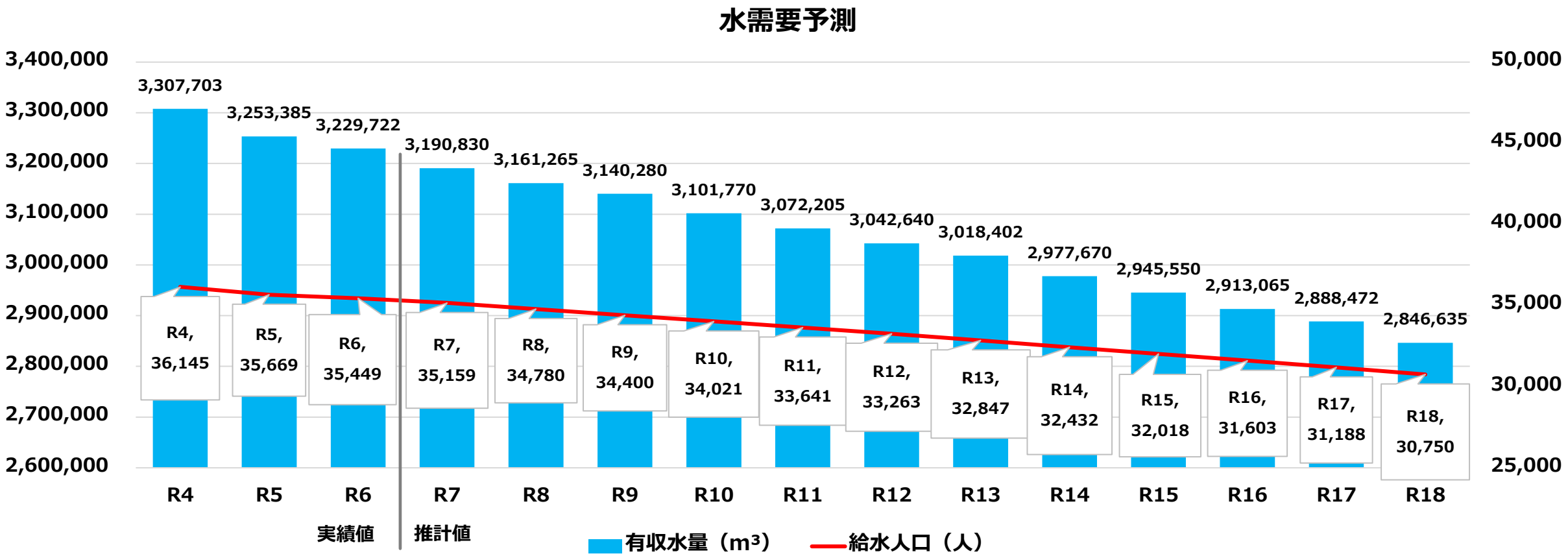

２．投資計画

【投資目標】

基本理念の「安全・安心な水の供給」、「将来にわたり確実に給水できる水道の構築」、「健全経営の継続」を実現するための実現方策の実施

➡ **新浄水場共同整備事業を優先させつつ、その他施設の更新事業を実施する**

			料金算定期間											
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
今後の事業計画	新浄水場共同整備事業	68.3億円										1.3億円		
	管路・設備更新事業		2.1億円					23.8億円						

※新浄水場共同整備事業に関連して第１浄水場の廃止を行うことで、町単独更新よりも約１７億円の費用を削減

※新浄水場共同整備事業は供用開始後のR15以降に減価償却開始

3．財政計画

【今後10年間の財政状況（現行料金の場合）】

※給水人口や有収水量は
直近10年の実績をもとに推計

区分	単位	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
							料金算定期間									
給水人口	千人	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31
年間総有収水量	万m3	331	325	323	319	316	314	310	307	304	302	298	295	291	289	285
水道料金収入	百万円	631	620	618	603	599	596	590	585	578	574	566	560	554	549	541
その他	百万円	110	122	121	109	106	102	101	101	100	98	97	135	135	134	133
収益的収入　計（1）	百万円	741	742	739	712	705	698	691	686	678	672	663	695	689	683	674
職員給与費	百万円	76	80	92	92	84	81	82	86	87	87	87	77	77	77	77
委託費	百万円	252	246	261	261	313	305	310	315	321	327	326	296	296	296	296
修繕費	百万円	34	43	49	43	44	44	45	46	47	48	48	48	48	48	48
減価償却費	百万円	227	225	230	237	243	245	235	230	226	214	202	416	425	428	433
支払利息	百万円	9	10	12	13	19	26	28	33	45	62	68	68	69	69	69
その他	百万円	32	62	41	45	45	27	26	32	27	27	27	43	43	43	43
収益的支出　計（2）	百万円	630	666	685	691	748	728	726	742	753	765	758	948	958	961	966
純損益（3）	百万円	111	76	54	21	-43	-30	-35	-56	-75	-93	-95	-253	-269	-278	-292
資本的収入	百万円	191	497	217	210	375	171	494	1,534	2,002	860	87	71	71	71	79
資本的支出	百万円	299	535	487	549	471	316	754	2,033	2,696	1,205	466	446	430	433	447
不足額（支出－収入）	百万円	108	38	270	339	96	145	260	499	694	345	379	375	359	362	368
補てん財源残高	百万円	792	1,022	997	945	1,035	1,062	998	748	342	138	-160	-425	-679	-942	-1,218
企業債残高	百万円	1,346	1,468	1,501	1,612	1,823	1,832	1,948	2,307	2,841	2,999	2,971	2,935	2,916	2,893	2,870

（1）収益的収入-（2）収益的支出＝（3）純損益はR8年度以降、マイナスの見通し

４．純損益と補てん残高の予測（現行料金の場合）

R8年度以降、赤字
R14年度以降、
資金不足に陥る！

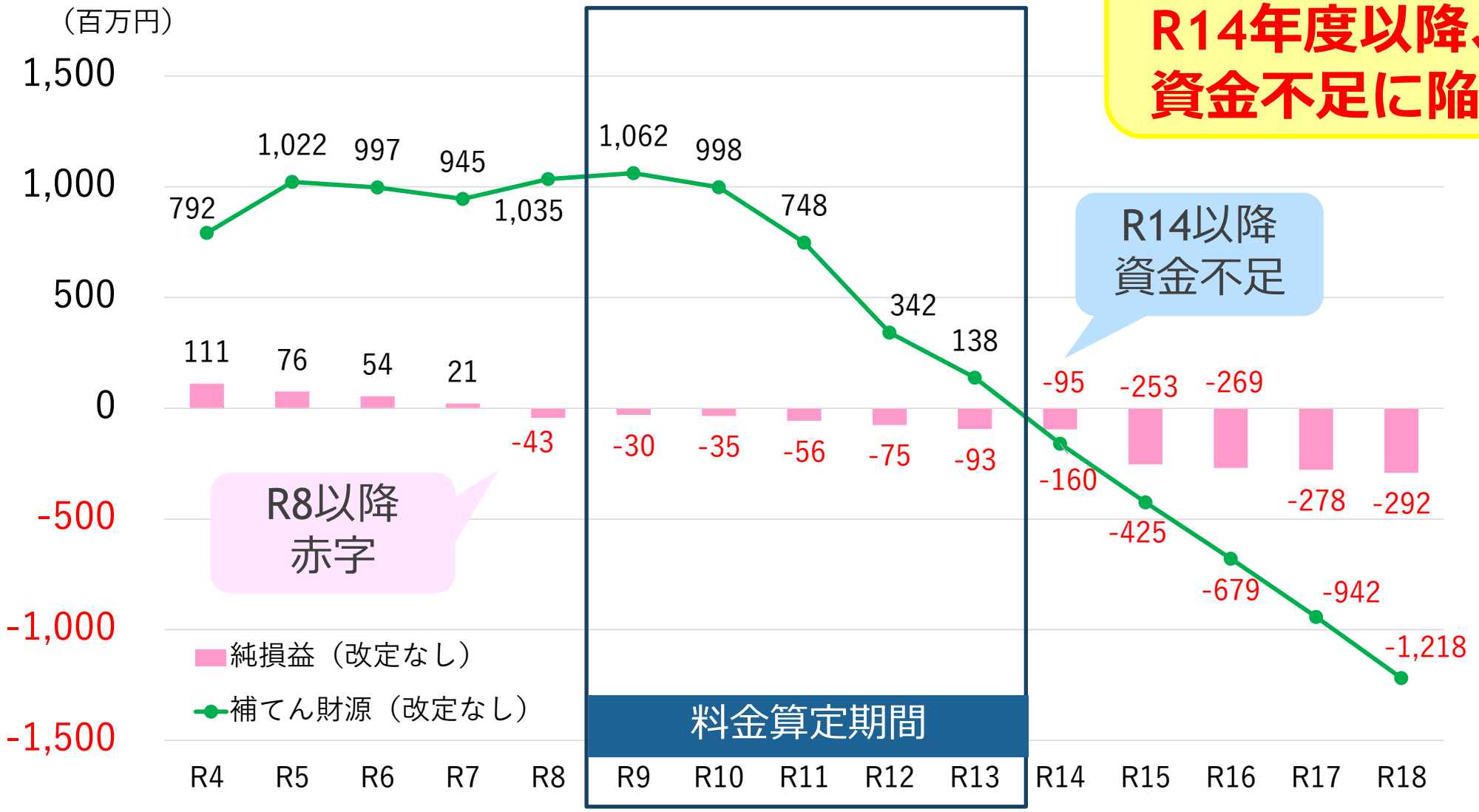

5）適正な料金水準

1．料金水準の算定について

総括原価（営業費用＋資本費用）

（百万円・税抜）

		R9	R10	R11	R12	R13	計
営業費用	人件費 動力費 修繕費 減価償却費 資産減耗費 その他	702	698	709	708	703	3,520
資本費用	支払利息	26	28	33	45	62	194
	資産維持費※(1.5%)	75	75	75	75	75	375
控除項目 (長期前受金戻入も含む)		100	99	99	98	97	493
合計（総括原価）		703	702	718	730	743	3,596
料金収入		596	590	585	578	574	2,923

総括原価 ＞ 料金収入

↓

料金収入で賄えていない

※水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額で対象資産に適正な率を乗じて算出する

2．改定率について

（5年間）

①総括原価	②料金収入	不足（②-①）
35億9,600万円	29億2,300万円	6億7,300万円

不足額6億7,300万円を確保するため、

料金収入全体を23.03%上げる必要がある

1．現行の水道料金

（単位：円・税抜）

口径種別	基本料金		従量料金（1㎥につき）						
	水量(㎥)	金額	9～20m³	21～30m³	31～50m³	51～70m³	71～100m³	101～300m³	301m³以上
13mm	8	900	200	240	240	280	280	320	360
20mm	8	1,200	200	240	240	280	280	320	360
25mm	30	6,300			240	280	280	320	360
30mm	50	11,300				280	280	320	360
40mm	70	18,500					280	320	360
50mm	100	28,600						320	360
75mm	300	95,000							360

※昭和63（1988）年4月1日以降（消費税改定を除く）

▶ 料金体系：口径別－基本水量あり－従量料金（逓増型）

2．令和６年度使用水量の状況

用途別使用割合

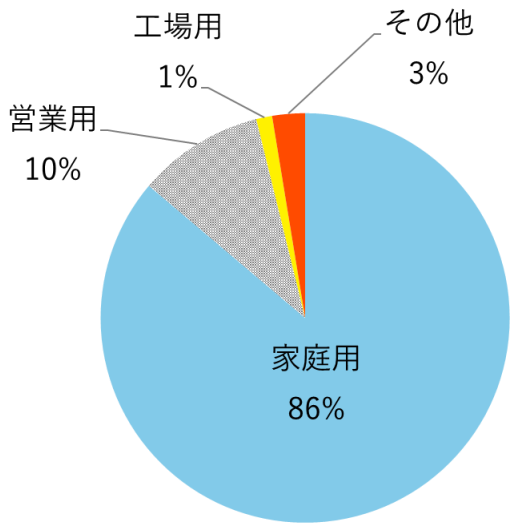

メーター口径ごとの使用割合

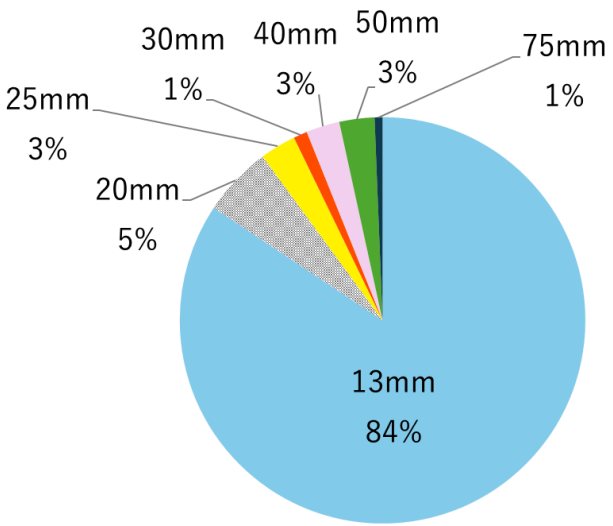

使用水量ごとの調定件数割合（家庭用）

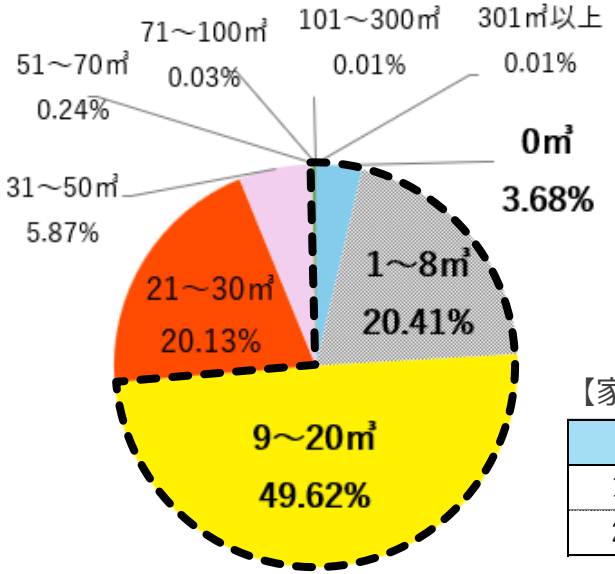

【家庭用の口径割合】

口径	割合
13mm	96.5%
20mm	3.4%

【現行料金の現状と課題】

- 用途別使用割合では、家庭用が全体の86%を占めている
- 口径別使用割合では、13㎜口径が全体の84%を占めている
- 使用水量割合では、使用水量20㎥以下の使用者が全体の約74%を占めている

▶ **使用者の多くが一般家庭であり、人口減少による影響を大きく受ける**

▶ **核家族化や節水機器の普及により、１戸あたりの使用水量が減少傾向にある**

3．令和６年度調定件数の状況

口径	調定件数（全件）	1か月あたりの平均調定件数	主な使用者	構成比
13mm	182,966	15,247	一般家庭、自営業者・中小事業者	94.96%
20mm	7,899	658	一般家庭、自営業者・中小事業者	4.10%
25mm	919	77	中小事業者、マンション共用栓	0.48%
30mm	372	31	スーパー、公共施設	0.19%
40mm	279	23	医療・福祉関連施設、公共・教育施設	0.14%
50mm	214	18	医療・福祉関連施設、公共・教育施設	0.11%
75mm	40	3	公共・教育施設	0.02%
合計	192,689	16,057	－	100.00%

▶ 一般家庭などの小口径使用者が全体の99%を占めている

７）料金体系の改定方針

１．口径別料金体系の継続

２．従量料金の逓増型の継続

・算定要領においては、従量料金は均一型が推奨されているが、今回、基本水量を廃止することにより、小口径使用者（13㎜・20㎜）の負担が増加

・水資源の有限性

▶町民生活への影響を考慮し、使用世帯の多い小口径使用者への急激な負担を軽減

▶水需要の減少や新浄水場共同整備事業により供給能力は一定確保されるが、水資源が豊富にある状況とまではいかないため、使いすぎを抑制し、原水の安定化を図る

３．基本水量の廃止

・公衆衛生向上の目的がほぼ達成されるなど設定の必要性が乏しくなってきており、採用する水道事業者も減少傾向

▶使用水量に応じた負担の公平化（使用者負担）

▶水需要の増減に影響されにくい安定した料金体系の確保

8）新水道料金について

1．基本料金

（単位：円・税抜）

口径	現行		改定後		
	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金	影響額
13mm	8m³	900	0m³	1,020	120
20mm	8m³	1,200	0m³	1,400	200
25mm	30m³	6,300	0m³	1,800	-4,500
30mm	50m³	11,300	0m³	2,300	-9,000
40mm	70m³	18,500	0m³	4,500	-14,000
50mm	100m³	28,600	0m³	6,000	-22,600
75mm	300m³	95,000	0m³	10,000	-85,000

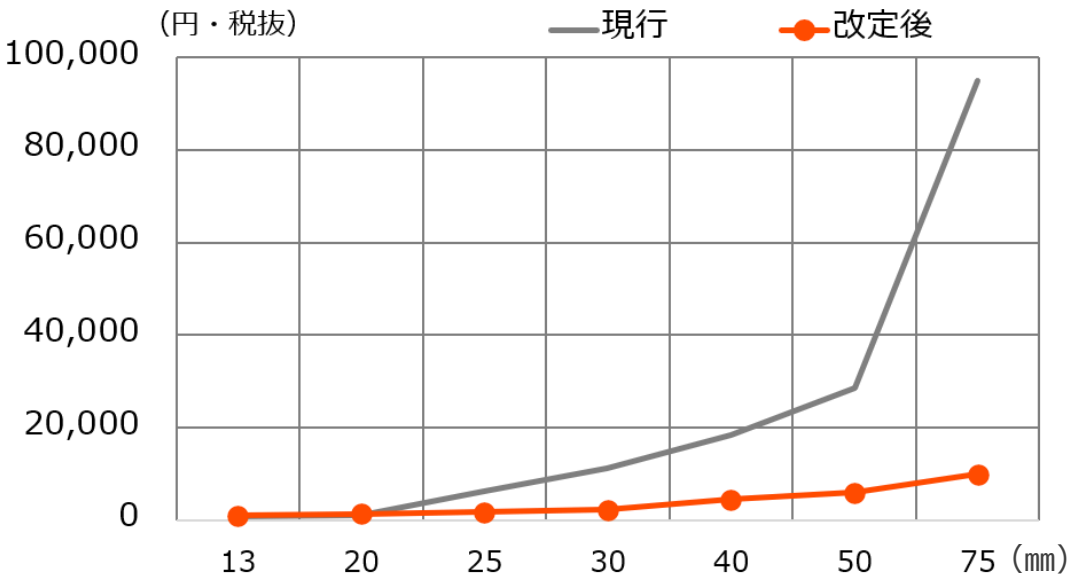

▶全口径で基本水量を廃止

▶全利用者の改定率の平準化のために大口径の基本料金を値下げ

2．従量料金

【13㎜・20㎜】　（単位：円・税抜）

	使用水量	現行	改定後	
			料金	影響額
従量料金	1～8m^3	0	50	+50
	9～10m^3	200	50	-150
	11～20m^3	200	260	+60
	21～30m^3	240	290	+50
	31～50m^3	240	290	+50
	51～70m^3	280	330	+50
	71～100m^3	280	350	+70
	101～300m^3	320	390	+70
	301m^{3}以上	360	430	+70

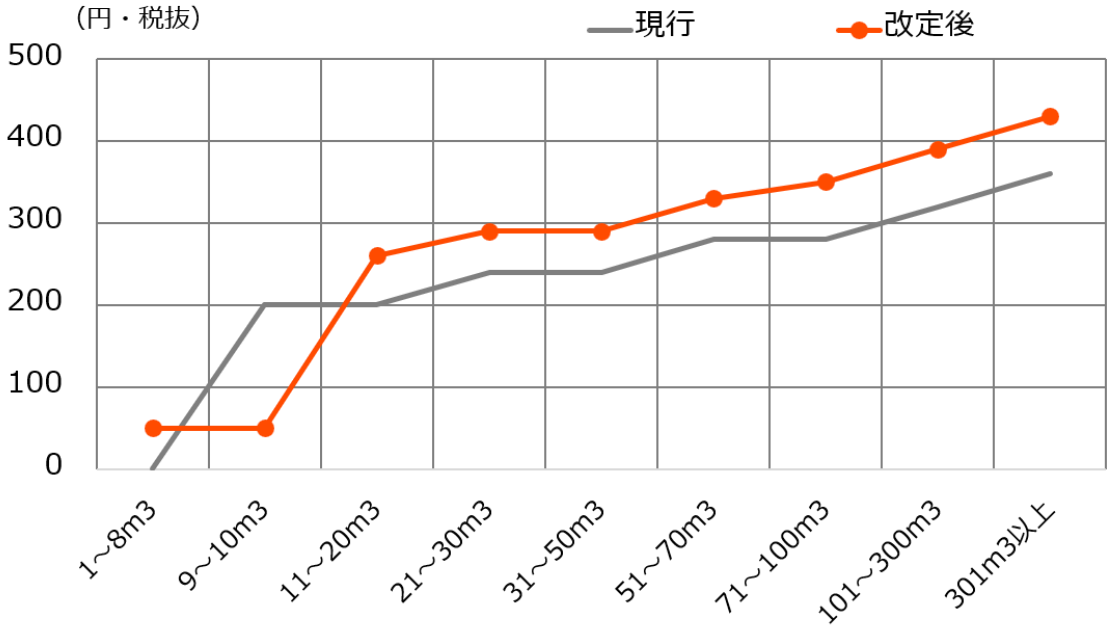

▶基本水量廃止に伴い水量区画の見直し

▶一般家庭への影響を考慮した従量料金設定へ

8）新水道料金について

3．基本料金＋従量料金

【現行】

（単位：円・税抜）

口径種別	基本料金		従量料金（1㎥につき）						
	水量(㎥)	金額	9～20m³	21～30m³	31～50m³	51～70m³	71～100m³	101～300m³	301m³以上
13mm	8	900	200	240	240	280	280	320	360
20mm	8	1,200	200	240	240	280	280	320	360
25mm	30	6,300			240	280	280	320	360
30mm	50	11,300				280	280	320	360
40mm	70	18,500					280	320	360
50mm	100	28,600						320	360
75mm	300	95,000							360

【改定後】

（単位：円・税抜）

口径種別	基本料金	従量料金（1㎥につき）							
		1～10m³	11～20m³	21～30m³	31～50m³	51～70m³	71～100m³	101～300m³	301m³以上
13mm	1,020	50	260	290	290	330	350	390	430
20mm	1,400	50	260	290	290	330	350	390	430
25mm	1,800	50	260	290	290	330	350	390	430
30mm	2,300	50	260	290	290	330	350	390	430
40mm	4,500	50	260	290	290	330	350	390	430
50mm	6,000	50	260	290	290	330	350	390	430
75mm	10,000	50	260	290	290	330	350	390	430

※基本水量の廃止に伴い従量料金の水量区画も変更

4．改定後の影響

【現行料金と改定後料金の比較】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

メータ口径	平均使用水量（㎥）	現行料金			改定後			③影響額（②－①）	改定率（③／①）
		基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②		
13mm	15	900	1,400	2,300	1,020	1,800	2,820	520	22.61%
20mm	23	1,200	3,120	4,320	1,400	3,970	5,370	1,050	24.31%
25mm	101	6,300	19,120	25,420	1,800	29,290	31,090	5,670	22.31%
30mm	95	11,300	12,600	23,900	2,300	27,150	29,450	5,550	23.22%
40mm	309	18,500	75,640	94,140	4,500	110,770	115,270	21,130	22.45%
50mm	422	28,600	107,920	136,520	6,000	159,360	165,360	28,840	21.13%
75mm	509	95,000	75,240	170,240	10,000	196,770	206,770	36,530	21.46%

平均改定率　23.03%

▶**各口径別使用者の平均改定率が近似値となることで、改定率の公平性が確保できる**

基本水量廃止に伴う小口径使用者への急激な負担を軽減する改定案を採用

5．水道料金口径別／使用水量別　早見表

基本水量（㎥）	平均使用水量（㎥）

【13mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

13mm							
使用水量	①現行	②改定後	差額（②－①）	使用水量	①現行	②改定後	差額（②－①）
0	900	1,020	120	26	4,740	5,860	1,120
1	900	1,070	170	27	4,980	6,150	1,170
2	900	1,120	220	28	5,220	6,440	1,220
3	900	1,170	270	29	5,460	6,730	1,270
4	900	1,220	320	30	5,700	7,020	1,320
5	900	1,270	370	31	5,940	7,310	1,370
6	900	1,320	420	32	6,180	7,600	1,420
7	900	1,370	470	33	6,420	7,890	1,470
8	900	1,420	520	34	6,660	8,180	1,520
9	1,100	1,470	370	35	6,900	8,470	1,570
10	1,300	1,520	220	36	7,140	8,760	1,620
11	1,500	1,780	280	37	7,380	9,050	1,670
12	1,700	2,040	340	38	7,620	9,340	1,720
13	1,900	2,300	400	39	7,860	9,630	1,770
14	2,100	2,560	460	40	8,100	9,920	1,820
15	2,300	2,820	520	41	8,340	10,210	1,870
16	2,500	3,080	580	42	8,580	10,500	1,920
17	2,700	3,340	640	43	8,820	10,790	1,970
18	2,900	3,600	700	44	9,060	11,080	2,020
19	3,100	3,860	760	45	9,300	11,370	2,070
20	3,300	4,120	820	46	9,540	11,660	2,120
21	3,540	4,410	870	47	9,780	11,950	2,170
22	3,780	4,700	920	48	10,020	12,240	2,220
23	4,020	4,990	970	49	10,260	12,530	2,270
24	4,260	5,280	1,020	50	10,500	12,820	2,320
25	4,500	5,570	1,070	100	24,500	29,920	5,420

【20mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

20mm							
使用水量	①現行	②改定後	差額（②－①）	使用水量	①現行	②改定後	差額（②－①）
0	1,200	1,400	200	26	5,040	6,240	1,200
1	1,200	1,450	250	27	5,280	6,530	1,250
2	1,200	1,500	300	28	5,520	6,820	1,300
3	1,200	1,550	350	29	5,760	7,110	1,350
4	1,200	1,600	400	30	6,000	7,400	1,400
5	1,200	1,650	450	31	6,240	7,690	1,450
6	1,200	1,700	500	32	6,480	7,980	1,500
7	1,200	1,750	550	33	6,720	8,270	1,550
8	1,200	1,800	600	34	6,960	8,560	1,600
9	1,400	1,850	450	35	7,200	8,850	1,650
10	1,600	1,900	300	36	7,440	9,140	1,700
11	1,800	2,160	360	37	7,680	9,430	1,750
12	2,000	2,420	420	38	7,920	9,720	1,800
13	2,200	2,680	480	39	8,160	10,010	1,850
14	2,400	2,940	540	40	8,400	10,300	1,900
15	2,600	3,200	600	45	9,600	11,750	2,150
16	2,800	3,460	660	50	10,800	13,200	2,400
17	3,000	3,720	720	55	12,200	14,850	2,650
18	3,200	3,980	780	60	13,600	16,500	2,900
19	3,400	4,240	840	65	15,000	18,150	3,150
20	3,600	4,500	900	70	16,400	19,800	3,400
21	3,840	4,790	950	75	17,800	21,550	3,750
22	4,080	5,080	1,000	80	19,200	23,300	4,100
23	4,320	5,370	1,050	85	20,600	25,050	4,450
24	4,560	5,660	1,100	90	22,000	26,800	4,800
25	4,800	5,950	1,150	100	24,800	30,300	5,500

5．水道料金口径別／使用水量別　早見表

基本水量（㎥）	平均使用水量（㎥）

【25～75㎜】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

使用水量	25mm			30mm			40mm			50mm			75mm		
	①現行	②改定後	差額（②－①）	①現行	②改定後	差額（②－①）	①現行	②改定後	差額（②－①）	①現行	②改定後	差額（②－①）	①現行	②改定後	差額（②－①）
0	6,300	1,800	-4,500	11,300	2,300	-9,000	18,500	4,500	-14,000	28,600	6,000	-22,600	95,000	10,000	-85,000
10	6,300	2,300	-4,000	11,300	2,800	-8,500	18,500	5,000	-13,500	28,600	6,500	-22,100	95,000	10,500	-84,500
20	6,300	4,900	-1,400	11,300	5,400	-5,900	18,500	7,600	-10,900	28,600	9,100	-19,500	95,000	13,100	-81,900
30	6,300	7,800	1,500	11,300	8,300	-3,000	18,500	10,500	-8,000	28,600	12,000	-16,600	95,000	16,000	-79,000
40	8,700	10,700	2,000	11,300	11,200	-100	18,500	13,400	-5,100	28,600	14,900	-13,700	95,000	18,900	-76,100
50	11,100	13,600	2,500	11,300	14,100	2,800	18,500	16,300	-2,200	28,600	17,800	-10,800	95,000	21,800	-73,200
60	13,900	16,900	3,000	14,100	17,400	3,300	18,500	19,600	1,100	28,600	21,100	-7,500	95,000	25,100	-69,900
70	16,700	20,200	3,500	16,900	20,700	3,800	18,500	22,900	4,400	28,600	24,400	-4,200	95,000	28,400	-66,600
80	19,500	23,700	4,200	19,700	24,200	4,500	21,300	26,400	5,100	28,600	27,900	-700	95,000	31,900	-63,100
90	22,300	27,200	4,900	22,500	27,700	5,200	24,100	29,900	5,800	28,600	31,400	2,800	95,000	35,400	-59,600
95	23,700	28,950	5,250	23,900	29,450	5,550	25,500	31,650	6,150	28,600	33,150	4,550	95,000	37,150	-57,850
100	25,100	30,700	5,600	25,300	31,200	5,900	26,900	33,400	6,500	28,600	34,900	6,300	95,000	38,900	-56,100
101	25,420	31,090	5,670	25,620	31,590	5,970	27,220	33,790	6,570	28,920	35,290	6,370	95,000	39,290	-55,710
200	57,100	69,700	12,600	57,300	70,200	12,900	58,900	72,400	13,500	60,600	73,900	13,300	95,000	77,900	-17,100
300	89,100	108,700	19,600	89,300	109,200	19,900	90,900	111,400	20,500	92,600	112,900	20,300	95,000	116,900	21,900
309	92,340	112,570	20,230	92,540	113,070	20,530	94,140	115,270	21,130	95,840	116,770	20,930	98,240	120,770	22,530
400	125,100	151,700	26,600	125,300	152,200	26,900	126,900	154,400	27,500	128,600	155,900	27,300	131,000	159,900	28,900
422	133,020	161,160	28,140	133,220	161,660	28,440	134,820	163,860	29,040	136,520	165,360	28,840	138,920	169,360	30,440
500	161,100	194,700	33,600	161,300	195,200	33,900	162,900	197,400	34,500	164,600	198,900	34,300	167,000	202,900	35,900
509	164,340	198,570	34,230	164,540	199,070	34,530	166,140	201,270	35,130	167,840	202,770	34,930	170,240	206,770	36,530
600	197,100	237,700	40,600	197,300	238,200	40,900	198,900	240,400	41,500	200,600	241,900	41,300	203,000	245,900	42,900
700	233,100	280,700	47,600	233,300	281,200	47,900	234,900	283,400	48,500	236,600	284,900	48,300	239,000	288,900	49,900
800	269,100	323,700	54,600	269,300	324,200	54,900	270,900	326,400	55,500	272,600	327,900	55,300	275,000	331,900	56,900
900	305,100	366,700	61,600	305,300	367,200	61,900	306,900	369,400	62,500	308,600	370,900	62,300	311,000	374,900	63,900
1,000	341,100	409,700	68,600	341,300	410,200	68,900	342,900	412,400	69,500	344,600	413,900	69,300	347,000	417,900	70,900
1,500	521,100	624,700	103,600	521,300	625,200	103,900	522,900	627,400	104,500	524,600	628,900	104,300	527,000	632,900	105,900
2,000	701,100	839,700	138,600	701,300	840,200	138,900	702,900	842,400	139,500	704,600	843,900	139,300	707,000	847,900	140,900

9）県内の水道料金について

1．料金体系

※R7年4月1日時点

二部料金制					
基本水量（あり）			基本水量（なし）		
用途別	口径別	区分なし	用途別	口径別	区分なし
松浦市 新上五島町	**五島市** 長与町 雲仙市 対馬市 南島原市 波佐見町	佐世保市 西海市 川棚町 諫早市 （松浦市） 鷹島地区旧簡水 福島地区旧簡水 松浦地区旧簡水 壱岐市 佐々町 東彼杵町		時津町 大村市 長崎市 島原市 平戸市 長与町	

改定後は、
この料金体系の
分類に該当する

※県内で「一部料金制」、「二部料金制_用途別・口径別併用」を採用している事業体はないため省略
※青字の事業体は、従量料金が「均一型」を採用
※**太字**は別途、メーター使用料を加算している
※松浦市は市町村合併以前の旧自治体ごとに適用されていた水道料金体系を適用

2．県内他市町との比較について

①一般家庭使用のモデル【口径13㎜　家庭用料金10m³/月（税込）】

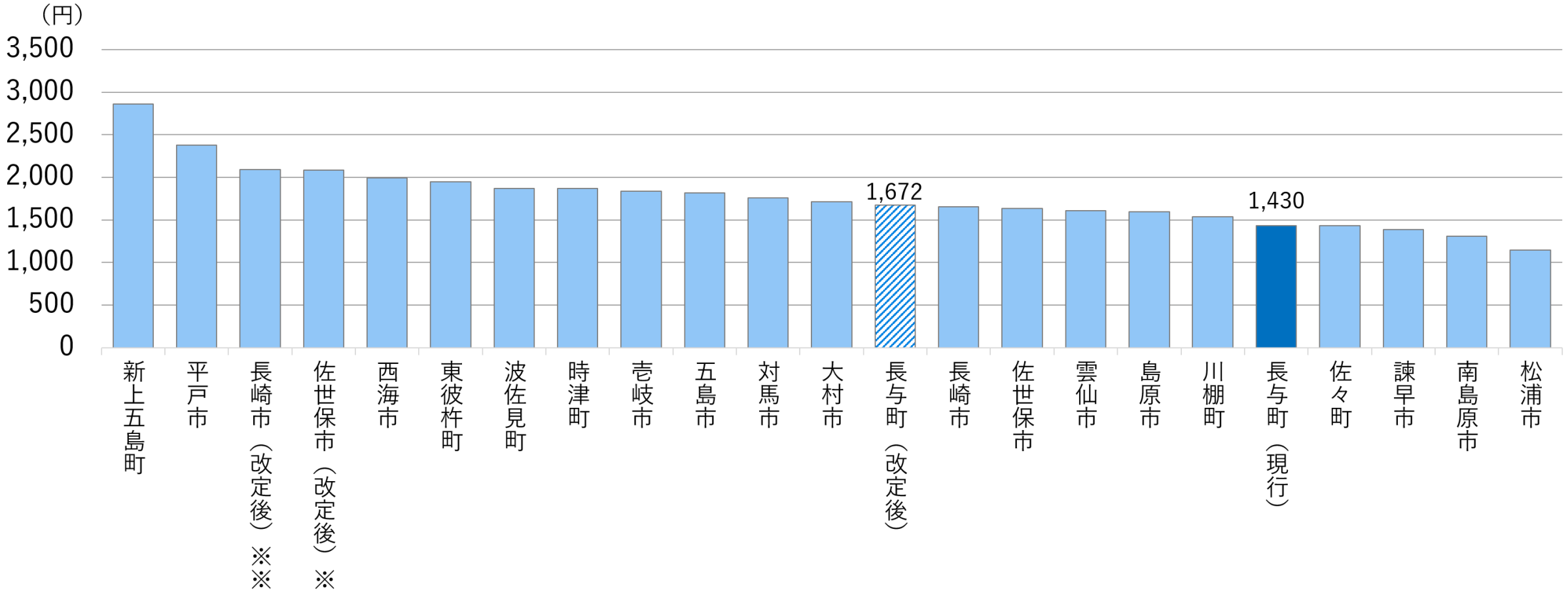

※　：令和10年4月以降

※※：令和11年4月（予定）

出典：長崎県水道事業概要 R6年度

2．県内他市町との比較について

②一般家庭使用のモデル【口径13㎜　家庭用料金20m³/月（税込）】

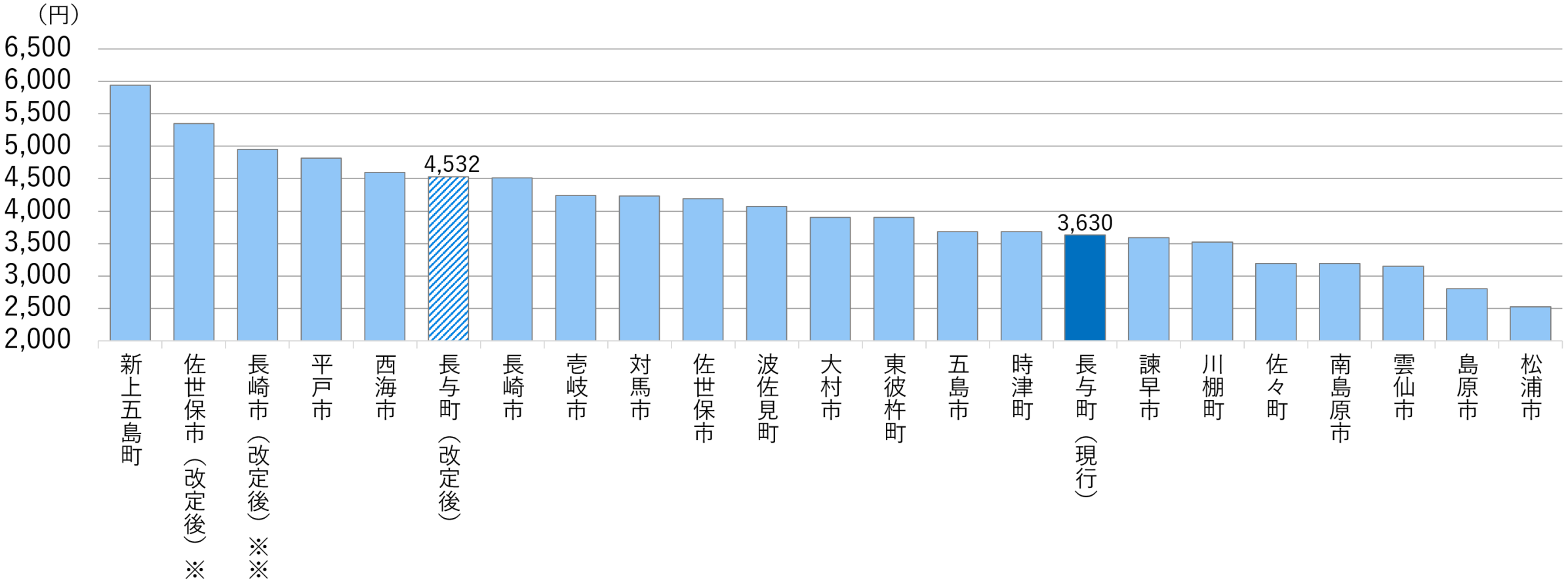

※　：令和10年4月以降

※※：令和11年4月（予定）

出典：長崎県水道事業概要 R6年度

１０）料金改定の実施時期

新料金体系の適用：令和9年10月（11月請求分）より実施

（単位：円・税抜）

改定年月	水道料金（13㎜の場合）									
	基本料金		従量料金（1～10m3）		従量料金（11～20m3）		従量料金（9～20m3）		従量料金（21～50m3）	
S52（1977）.5.1	550円						110円		130円	
S56（1981）.11.1	750円	+200					150円	+40	180円	+50
S63（1988）.4.1	900円	+150					200円	+50	240円	+60
R9（2027）.10.1	1,020円	+120	50円	－	260円	－	－	－	290円	+50

※「－」は基本水量廃止に伴う水量区画変更のため

１１）審議会での意見（要約）

１．附帯意見

番号	内容	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
1	使用者への丁寧な周知	●	●	●	●	●
2	水道料金の定期的見直しと公平性の確保	●	●	●	●	●
3	生活困窮世帯等への配慮と福祉部門との連携強化		●	●	●	●
4	持続可能な経営基盤の強化	●	●	●	●	●
5	水道水の安全性・信頼性の発信による利用促進	●	●	●	●	●
6	給水装置の修繕区分見直しによる住民サービスの向上※		●	●		

※給水装置の修繕区分見直しについては審議会中に改定される方針となった

２．審議会での意見により向上する住民サービス

ご意見	料金改定後は長崎市と同水準の料金になるとのことだが、給水管の修繕区分を、長崎市と同様にする考えはないのか

▶ 県内の水道事業体の約7割がメーター器を起点として、修繕区分を決定している。住民サービスの向上及び修繕区分の明確化並びに有効率低下を防止するためにも、近隣事業体と同様の修繕区分を採用したい

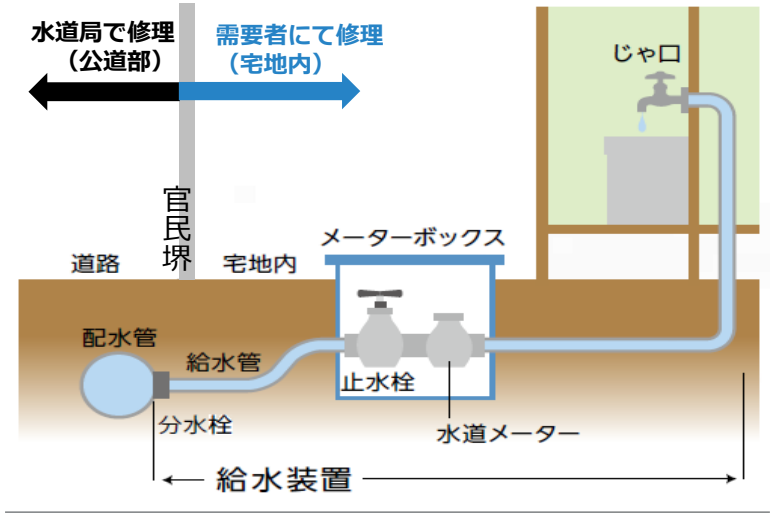

【現行】

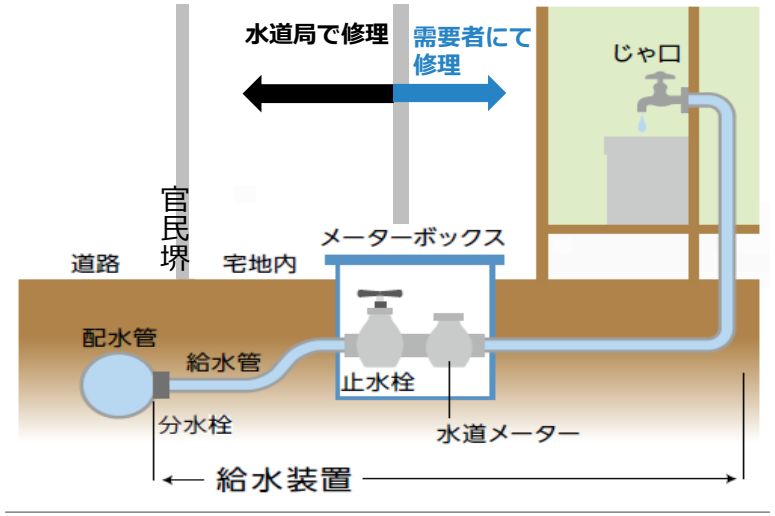

【変更後】

※なお、修繕区分の変更後も給水装置の所有権については、引き続き使用者に帰属する

１２）審議結果

１．答申について

令和７年８月１９日から令和８年７月３０日にかけて４回の審議を重ね、第５回審議会において答申内容を取りまとめました。その後、９月２８日に水道料金等審議会会長から町長へ答申を行いました。

今回提出した答申書は、審議の経過や資料を含めた「本編」と「鑑」の２種類で構成されています。

「本編」では、これまでの審議会で使用した資料（抜粋）や審議内容を確認することができます。

鑑

令和８年９月 28 日

長与町長　　吉田　慎一　様

長与町水道料金等審議会
会長　　中村　貴治

答　申　書(案)

令和 7 年 8 月 19 日付 7 長与水第 1281 号で諮問のありました水道料金の改定について、下記のとおり答申します。

記

1.　答申内容

(1) 水道料金改定の必要性

令和 9 年度から令和 13 年度の 5 年間の経営状況の見通しにより水道料金改定は必要と判断し、平均改定率は、23.03%とすることが適当である。

(2) 水道料金体系

基本料金及び従量料金は、次のとおりとする。

（円・税抜）

口径種別	基本料金	従量料金（1㎥につき）							
		1～10m³	11～20m³	21～30m³	31～50m³	51～70m³	71～100m³	101～300m³	301m³以上
13mm	1,020	50	260	290	290	330	350	390	430
20mm	1,400	50	260	290	290	330	350	390	430
25mm	1,800	50	260	290	290	330	350	390	430
30mm	2,300	50	260	290	290	330	350	390	430
40mm	4,500	50	260	290	290	330	350	390	430
50mm	6,000	50	260	290	290	330	350	390	430
75mm	10,000	50	260	290	290	330	350	390	430

(3) 改定時期

改定後料金の適用時期については、使用者への周知期間を十分に確保するため、令和 9 年 10 月(11 月請求分)から実施することが適当である。

本編

1.　諮問の経緯及び審議の目的

水道事業は、私たちの日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給していくことが求められている。

本町の水道事業は、消費税率の改定に伴うものや減額改定を除き、昭和 63 年 4 月の改定を最後に約 38 年にわたり、実質的な水道料金の改定を行っていない状況にある。

現在、人口減少や節水機器等の普及に伴い、水道料金収入は年々減少傾向にある一方で、過去に整備した水道施設の老朽化が進み、管路等施設の更新需要は増加している。

加えて、近年の電気料金や資材価格などの物価高騰に伴い、更新費用や維持管理費は増大しており、経営努力を行ってもなお、今後の経営は厳しい状況となることが予想される。

このような状況下において、水道事業の健全かつ持続可能な経営を確保するとともに、将来にわたり安全で安心な水道サービスを安定的に提供していくため、本審議会に対し、水道料金の改定について諮問がなされた。これを受け、当審議会において、水道事業の運営及び水道料金のあり方について、現状の経営状況、施設・管路の更新需要、将来の収支見通しなど総合的に審議を行い、ここにその結果を取りまとめるものである。

2.　水道料金改定の必要性

今後の経営見通しから、水道料金改定は必要である。

少子高齢化による人口減少や節水機器の普及による節水型社会への移行に伴って、有収水量は減少傾向となる見通しである。

参考）今後の料金改定スケジュール

令和６年度　長与町水道事業経営戦略策定
（投資・財政計画の作成）

アセットマネジメント※（資産管理）

※中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営すること

経営分析・財政試算・投資試算

町長からの諮問（令和7年8月　第１回審議会）

審議会（令和7年8月～令和8年８月）
第２回～第５回

・水道料金適正化の審議

・水道料金改正案の検討

町長への答申（令和８年９月　第6回審議会）

条例改正案提出（令和８年１２月）

令和９年１月～
広報・HPにて住民周知

令和９年１０月（11月請求分）～
料金改定

注）令和9年1月以降は、条例改正案が令和８年１２月議会で承認された場合のスケジュール